

大規模災害に伴う孤立集落等対策指針について(概要)

目的

孤立集落の発生に備えた「事前対策」及び孤立集落が発生した場合の「応急対策」について、関係機関が具体的な対策を実施するための方向性を示すもの

孤立の定義

道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(外部から四輪自動車でアクセスできるかが目安)が途絶し、人の移動・物資の流通の点で著しく困難もしくは不可能となる状態。

【孤立の要因】

- (1)地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2)津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- (3)地震または津波による船舶の停泊施設の被災

表1 大分県中山間地等の孤立集落発生の可能性とその状況に関する調査結果(R6.11月公表)

	孤立可能性集落	全集落に対する割合
令和6年度	1,202集落	35%
平成25年度	908集落	26%

取組の方向性

事前対策①

住民への啓発に関すること

住民の自助・共助の意識を醸成するための、訓練支援や各種学習会の開催

- ・防災行動計画の策定・防災訓練
- ・必要な物資の備蓄
- ・連絡手段の確保

事前対策②

備蓄に関すること

- (1)自主防災組織等の備蓄物資整備のための支援
- (2)市町村・県での分散備蓄の推進
 - ・市町村による孤立可能性集落内の指定避難所等への分散備蓄
 - ・県による備蓄保管場所の分散化

事前対策③

データ整備に関すること

孤立集落発生時迅速に対応するための事前のデータ整備

- ・集落名、集落内の世帯数、人口
- ・避難場所の名称、収容人数
- ・情報通信手段
- ・備蓄品の状況
- ・ヘリコプターの場外離発着場や着岸可能護岸の状況 など

事前対策④

関係機関の連携に関すること

- (1)孤立を想定した救助・救援実動訓練の実施
- (2)民間事業者との協定締結の推進
 - ・救助資機材の補完
 - ・先端技術等の活用による救助・救援活動の迅速化 など

応急対策①

情報収集に関すること

- (1)孤立発生状況(集落内の通信環境、避難者等の人数、ライフラインの状況など)の確認
- (2)通信環境に不備が生じている場合、衛星通信機器などの代替通信手段の確保

応急対策②

救助に関すること

- (1)市町村消防による救助・救護活動、医療スタッフの搬送
- (2)道路管理者との道路啓開の方針に基づく啓開作業の実施
- (3)その他関係機関による救助活動実施

応急対策③

救援に関すること

- (1)市町村による住民ニーズの収集、支援物資の準備
- (2)県によるヘリコプターによるホイストでの救援物資の投入やドローン事業者へ物資搬送の要請
- (3)その他関係機関による救助活動の実施

応急対策④

移送に関すること

- (1)市町村による避難者数等の把握と集落外の避難所の受入準備
- (2)県による市町村外への避難者の移送を調整
- (3)自衛隊及び民間事業者による避難者の搬送